

## 第4号議案

### 大阪府立高等学校通学区域に関する規則の改正について

大阪府立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年2月18日

大阪府教育委員会

#### <参 考>

##### [趣 旨]

大阪府立懐風館高等学校及び大阪府立りんくう翔南高等学校の設置並びに大阪府立東豊中高等学校、大阪府立少路高等学校、大阪府立茨木東高等学校及び大阪府立鳥飼高等学校の閉校に伴い、標記規則の改正を行う件。

##### [改正内容]

- 1 高等学校の閉校及び改編に伴う規定整備（第2条第1項の表関係）
  - (1) 新設 2校
  - (2) 閉校 4校

##### [施行期日]

平成21年4月1日

##### [根拠規定]

大阪府教育委員会事務決裁規則

第3条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

十七 規則及び特に重要な規定の制定改廃に関すること

(案)

大阪府教育委員会規則第 号

大阪府立高等学校通学区域に関する規則の  
部を改正する規則

大阪府立高等学校通学区域に関する規則（平成十三年大阪府教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一区の項中「大阪府立東豊中高等学校」、  
「大阪府立少路高等学校」、  
「大阪府立茨木東高等学校」  
及び「大阪府立鳥飼高等学校」を削り、同表三区の項中

「大阪府立西浦高等学校」を

「大阪府立西浦高等学校」

に改め、同表四区の項中

大阪府立懐風館高等学校」

「大阪府立砂川高等学校」を

「大阪府立砂川高等学校」

に改める。

大阪府立りんくう翔南高等学校」

第三条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「ことができる」を削る。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

大阪府立高等学校通学区区域に関する規則 新旧対照表

改正案

現行

第一条 (略)  
 (通学区区域)  
 第二条 高等学校の全日制の課程の普通科(単位制による課程を除く。)に関する通学区区域は、次のとおりとする。

第一条 (略)  
 (通学区区域)  
 第二条 高等学校の全日制の課程の普通科(単位制による課程を除く。)に関する通学区区域は、次のとおりとする。

通学区区域	高等学校名	所属地域
一区 (略)	大阪府立桜塚高等学校 大阪府立豊島高等学校 大阪府立刀根山高等学校 大阪府立箕面高等学校 (略) 大阪府立茨木西高等学校 大阪府立福井高等学校 (略) 大阪府立摂津高等学校 大阪府立島本高等学校	(略)
二区 (略)	(略)	(略)
三区 (略)	大阪府立西浦高等学校 大阪府立機風館高等学校 大阪府立長野高等学校 (略)	(略)
四区 (略)	大阪府立砂川高等学校 大阪府立りんくう翔南高等学校 大阪府立泉島取高等学校 (略)	(略)

通学区区域	高等学校名	所属地域
一区 (略)	大阪府立桜塚高等学校 大阪府立東豊中高等学校 大阪府立豊島高等学校 大阪府立刀根山高等学校 大阪府立少路高等学校 大阪府立箕面高等学校 (略) 大阪府立茨木西高等学校 大阪府立茨木東高等学校 大阪府立福井高等学校 (略) 大阪府立摂津高等学校 大阪府立島岡高等学校 大阪府立島本高等学校	(略)
二区 (略)	(略)	(略)
三区 (略)	大阪府立西浦高等学校 大阪府立長野高等学校 (略)	(略)
四区 (略)	大阪府立砂川高等学校 大阪府立泉島取高等学校 (略)	(略)

2 (委任) (略)  
 第三条 この規則に定めるもののほか、通学区区域に関し必要な事項は、別に定める。

2 (補則) (略)  
 第三条 この規則に定めるもののほか、通学区区域に関し必要な事項は、別に定めることができる。